

印旛利根川水防事務組合の休日に関する臨時特例を定める条例

平成元年 2 月 23 日

印利水条例第 1 号

印旛利根川水防事務組合において制定すべき条例のうち栄町条例を準用する条例（昭和 56 年印旛利根川水防事務組合条例第 1 号）第 2 条において準用する栄町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 36 年栄町条例第 14 号）第 7 条第 2 項に定める休日のほか、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律（平成元年法律第 4 号）に基づく休日を職員の休日とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に規定する休日は、印旛利根川水防事務組合において制定すべき条例のうち栄町条例を準用する条例第 2 条において準用する栄町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「休日条例」という。）の休日に関する規定をその他の条例又は規則において適用する場合にあっては、休日条例に定める休日とみなす。